

質疑応答（項目別） 平成29年4月～平成30年3月

項目	質問	回答
請求書等の範囲	<p>食料品の製造・卸売・小売をやっていますが、売上げのほとんどが小売の売上です。</p> <p>「請求書」ということから、小売業には関係ないと思っていましたが、「レシート」にも軽減税率の対象となる旨等の表示が必要ということでしょうか。</p>	<p>レジの「レシート」も「請求書等」に含まれます。</p> <p>貴社から食料品を購入する者が仕入税額控除を行うためには、そのレシートに必要な記載事項が記載されている必要があります。</p> <p>そのため、レジ改修の補助金等が用意されているので適宜ご活用頂きたいと思っております。</p>
請求書等の記載事項	<p>弁当の販売と飲食店を営んでおり、代金領収の際にはレシートを発行していますが、顧客からの要請に応じて領収書を発行することもあります。</p> <p>軽減税率が導入された後は、領収書にも、レシートと同様の記載事項を記載することが必要ですか。</p>	<p>顧客がレシートや領収書により仕入税額控除をしようとする場合には、区分記載請求書等保存方式や適格請求書等保存方式のそれぞれの記載事項を満たしたものを保存する必要がありますので、(少なくとも課税事業者に対して発行する)領収書にもそれぞれの方式の下で求められる記載事項を記載する必要があります。</p> <p>その際、領収書とレシート（明細書）を合わせて記載事項を満たすことも可能です。</p>
適用税率の誤り	<p>商品の売買に際して、売り手が適用税率の判定を誤った場合や、システムの設定ミスで誤った税率を適用してしまった場合は、どうなるのですか。</p>	<p>取引に適用される税率が誤っていた場合は、売り手、買い手ともに、正しい税率が適用された状態に是正する必要があります。</p> <p>消費税の納税申告が済んでいるような場合には、申告税額の修正（修正申告又は更正の請求）を行う必要があります。</p>
区分記載請求書等	<p>区分記載請求書等保存方式の間においても、適格請求書等保存方式に対応した請求書を交付してよいのでしょうか。</p>	<p>適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなりますので、区分記載請求書等保存方式においても適格請求書対応の請求書を交付いただくことが可能です。ただし、登録番号は平成33年10月1日以降に申請して付番を受けることとなります。</p>

<p>区分記載請求書等の記載事項</p>	<p>食鳥の処理を行っています。生きたニワトリは標準税率の対象であり、処理した後の肉は軽減税率の対象とのことですが、取引の内容がすべて肉の販売であり、軽減税率の対象のみである場合には、請求書には「税率ごとに合計した対価の額」を記載する必要がありますか。</p>	<p>区分記載請求書等には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます。ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「標準税率対象：0円」のような記載は必要ありませんが、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」が明らかにされている必要があります。（Q&amp;A個別事例編 問94を参照してください。）</p>
<p>区分記載請求書への追記</p>	<p>区分記載請求書等保存方式の下では、請求書を受け取ったものが必要事項を追記して良いとされていますが、仕入れた商品が軽減税率の適用対象かどうか記載されていない場合、10%の税率が適用されているとして追記して、仕入税額控除して良いでしょうか。</p> <p>例えば、食料品を仕入れて飼料の原料としている事業者が、仕入れた商品が軽減税率の適用対象かどうか記載されていない場合、飼料用なので10%の税率が適用されているとして追記して良いでしょうか。</p>	<p>仕入先から交付された請求書等に、①軽減税率の対象品目である旨や②税率ごとに合計した税込対価の額の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。</p> <p>ただ、商品の適用税率は販売した事業者が判断することになりますので、適用税率の記載がない場合には、商品の発注から請求までの間の取引の経緯等を踏まえて適用税率を確認していただくほか、最終的には仕入れ先の事業者へ適用税率を確認するなどして、その取引の事実に基づいて追記していただくことが必要です。</p> <p>適用税率は、仕入れた商品の用途によって判断されるものでなく、売り手が食料品として販売したか否かによって判断することになります。</p>

インボイス制度	リベートを支払った場合のインボイスの交付は、どうすればいいのですか。	リベートが売上対価の返還に該当するのであれば、返還インボイス（消費税法57の4③）を売り手（対価の返還を行う側）から買い手（返還を受ける側）に対して交付する義務があります。 なお、買い手から売り手に対して、仕入対価の返還に該当するリベートの支払いのために請求書等を交付する場合、そこに返還インボイスの記載事項を満たしていれば、売り手から買い手に対して返還インボイスを交付する必要はありません。
インボイス制度	インボイスは個人に対しては発行しなくて良いとのことなので、従業員が個人として購入した物品などの費用を、会社に対して経費として請求するような場合は、インボイスはなくても仕入税額控除は認められますか。	従業員が会社の経費になる費用を支出する場合、従業員がインボイスの発行を求めることは会社（課税事業者）として請求することになるので、売り手はインボイスの発行を拒否できません。 したがって、こうした場合の経費についても、仕入税額控除をするにはインボイスは必要です。
インボイス制度	当社は、食品の有償サンプルを購入するような場合には、当社が「支払通知書」を発行し、相手方に確認してもらったものに基づいて仕入税額控除を行っていますが、インボイス制度が導入された後も、免税事業者からの仕入れについて同様の取扱いで良いですか。	インボイス制度の下でも、仕入れた事業者が「支払通知書」を発行し、相手方に確認してもらったものが記載事項を満たしていれば、それに基づいて仕入税額控除を行うことは認められます。しかし、免税事業者は登録番号を持っておらず、「支払通知書」に登録番号の記載等ができず、記載事項を満たせないで、そうした「支払通知書」をもとに仕入税額控除を行うことはできません。
インボイス制度	現行制度では3万円未満の取引は請求書の保存不要で仕入税額控除ができることとされていますが、インボイス制度においてはどうなりますか。	インボイスの交付義務が課されることに伴い、仕入税額控除を行うには3万円未満の取引であってもインボイスの保存が必要となります。 なお、公共交通機関及び自動販売機からの課税仕入れ（いずれも3万円未満に限る）は、インボイスの保存は不要（帳簿

		の記載のみ) で仕入税額控除が可能となります。
インボイス制度	<p>現在は免税事業者からの仕入れに対しても「10,000円+税800円」を支払っています(経理上は、800円の仮払消費税を計上)。</p> <p>インボイス制度の下では、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除できないとのことなので、仕入価格の見直しが必要となると思いますが、どのように考えれば良いですか。</p>	<p>インボイス制度の下では、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除できません。このため、免税事業者からの仕入について、税抜価格に消費税分を加算して支払うという形はとれなくなると思います。また、免税事業者からの仕入価格は本体価格のみで設定することとなると思われます。</p> <p>その価格水準については、基本的には当事者間の価格交渉に委ねられることとなりますが、免税事業者もその原材料等の仕入れには消費税が課されていますので、そうした消費税負担にも配慮して、適切な価格設定をお願いします。</p>
インボイス制度	インボイスの保存年限は現在の請求書等と同様ですか。	現在の請求書等と同様の保存年限となります。
インボイス制度	<p>インボイス制度が導入された後は免税事業者からの仕入は、原則として仕入税額控除ができないこととなりますが、導入後の一定期間は80%又は50%の仕入税額控除が認められます。</p> <p>インボイス制度導入後に、免税事業者から仕入れを行った場合、控除できる税額はどのように計算することになりますか。</p>	<p>インボイス制度導入後は、免税事業者は請求書などに消費税額を別記できなくなりますので、一定期間内は、免税事業者からの請求書等に記載された本体価格を税込価格とみなして、割戻計算により消費税相当額を計算し、その一定割合(80%・50%)を控除することになります。</p>
インボイス制度	<p>請求書が発行されず、領収書しか出されない場合、領収書でもインボイス(適格請求書)として認められますか。</p> <p>また、取引内容が「生きた家畜」のように10%の適用対象のみの場合は、インボイスを出さなくともよいですか。</p>	<p>インボイス(適格請求書)は、請求書のみならず、納品書や領収書、レジのレシートでも、必要な事項が記載してあればインボイスとして認められます。</p> <p>また、取引内容が、たとえ一つの税率のみが適用される場合でも、登録事業者は課税事業者の求めに応じてインボイスを発行する必要があります。</p>

インボイス制度	インボイス制度では事業者は登録番号が必要になりますが、この番号は、法人番号ではなく、任意の好きな番号を取ることはできますか。	登録番号については、法人であれば「T＋法人番号」、個人事業者であれば「T＋13桁の数字」となります。したがって、法人番号を活用する以上、事業者の要望によって任意の番号を付番することは想定されておりません。これは個人事業者においても同様です。
インボイス制度	インボイス制度が導入された後は免税事業者からの仕入は、原則として仕入税額控除ができないこととなりますが、当社にとって仕入に係る負担が増加することを理由に、免税事業者との取引を停止することは、問題となりますか。	インボイス制度が導入された後に免税事業者との取引を停止したとしても、問題になることはありませんが、相手方とよく話をしていただき、仕入税額控除ができないことを前提に、適切な価格設定で取引を継続するかや、免税事業者の方に課税事業者の選択を促すことも含めて調整していただくようお願いします。 なお、「税抜価格 100 万円＋消費税 10 万円」で取引していたものを、インボイス制度導入後に、消費税分の全額を支払わないこととするは、買ったときに当たる恐れもありますのでご注意ください。
インボイス制度	適格請求書に記載する消費税額の端数処理は、「一請求につき税率ごとに一回」という説明であったが、当社は、日々の取引に係る納品書に消費税額を記載し、一ヶ月毎にその消費税額を積み上げて請求書に記載しています。この場合、どのように対応すればよいですか。	納品書を適格請求書とする場合には、納品書単位で消費税額の端数を処理することとなります。その場合には、一ヶ月毎に発行する請求書においては、消費税額を記載する必要はありませんが、納品書に記載した消費税額を積み上げた金額を請求金額として記載することとしても差し支えありません。
インボイス制度	「課税事業者登録制度」は、もう既にあるのですか。	適格請求書を発行することができる課税事業者の登録は、平成 33 年 10 月 1 日からできることとされています。
インボイス制度	仕入先である子会社が、その年度によって免税事業者になったり課税事業者になったりしていますが、イン	インボイス制度の下では、免税事業者はインボイスを発行できないことから、免税事業者からの仕入れについては、仕入

	ボイス制度導入後は課税事業者を選択した方が良いでしょうか。	税額控除はできません。インボイスを発行するためには課税事業者となって登録番号を取得する必要があります。 他方、課税事業者になると消費税の納税申告や記帳義務などの負担も生じますので、課税事業者を選択するかどうかは、これらを踏まえてよくご検討ください。
インボイス制度	インボイスに記載する登録番号は、法人の場合は現在の法人番号を活用するとのことですが、登録番号を取得するために改めて申請する必要がありますか。	法人の登録番号は、現在の法人番号を活用しますが、法人番号とは異なるものですので、適格請求書発行事業者の登録を申請して登録番号を取得する必要があります。
インボイス制度	インボイスの写しの保存義務について、紙でインボイスを発行した場合、その写しのデータでの保存は可能ですか。	紙での保存が原則です。 ただし、電子帳簿保存法に基づき税務署長の承認を受ければ、データでの保存等が可能です。
インボイス制度	農作物を免税事業者である農家から直接仕入れることがあります。インボイス制度が実施されると、その農家からの仕入れは仕入税額控除できなくなるのですか。	インボイス制度の下では、免税事業者はインボイスを発行できないことから、免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除はできません。ただし、経過措置として、平成35年10月1日から一定期間は、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書と帳簿を保存することにより、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。
区分経理	平成31年10月1日から導入される軽減税率の8%の国と地方の配分と、現行の8%の税率の国と地方の配分が異なるとのことですが、経理処理するには、この二つの8%の税率を区分できるようなシステムにする必要がありますか。	消費税の納税申告に当たって、適用税率ごとに区分して売上げに係る税額などを計算することになりますので、軽減税率の導入後は、売上げ、仕入れ等のすべての課税取引について、 ・標準税率(10%)、 ・軽減税率(8%)、 ・平成31年9月30日までの取引に適用される8%の税率 ・これまでの税率引上げの際の経過措置が適用される取引については、適用される旧税率(5%、3%)に区分して経理処

		理できるようにシステムなどを修正する必要があります。
端数処理	請求書の端数処理は、一請求書当たり、税率ごとに一回ずつとされていますが、販売先によって、「納品の都度、請求書を発行する場合」と「月まとめて請求書を発行する場合」があるが、納品の都度発行する請求書の場合も、請求書ごとに端数処理して良いですか。	請求書の端数処理は、請求書の発行の時期や回数にかかわらず、「一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ」行うこととなります。納品の都度発行する請求書をインボイスとするのであれば、その都度端数処理することとなります。
端数処理	内税商品と外税商品を一緒のインボイスに記載する際の端数処理はどのように行うのですか。	外税レジを利用している場合において、たばこなどの公定価格（内税販売価格）の定まっているものを売る場合などは、外税化することができないという事情を考慮し、内税商品と、外税商品の軽減税率分と標準税率分それぞれ一回（合計3回）の端数処理が認められます。 しかし、事業者自身の事情により、内税表示と外税表示を併用しているような場合（例えば、商品は税抜価格で、送料は税込価格など）には、原則通り、適用税率ごとに一回の端数処理となるため、 ・税抜価格のものを税込価格化したうえで合計して端数処理を行うか、 ・税込価格のものを税抜価格化したうえで合計して端数処理を行うことが必要になると解されます。
簡易課税	現在簡易課税を選択して申告していますが、複数税率が導入された後も簡易課税方式を利用できますか。	（売上規模が簡易課税の適用限度内であれば）複数税率が導入された後も、簡易課税方式を利用できます。
売上・仕入の税率差	当社が仕入れる肉用牛は軽減税率の対象ではなく10%の税率が適用されるが、販売する枝肉には8%の税率が適用されるため、この2%の差により収益が圧迫されるのではないのでしょうか。仕入れは10%で売上げが	消費税は、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて納税する仕組みです。仕入れにかかる税額が売上げに係る税額より大きければ還付されますので、不公平ということではないと考えます。ただ、資金繰りという意味では、先に10%分を仕入れ先に支払いますの

	8%の場合は、先に10%分を支払うので不公平ではないでしょうか。	で、一時的に負担となることもあろうかと思いますが、消費税はそういう制度であることをご理解ください。
売上・仕入の税率差	食品の販売の際、送料込みの価格で販売すれば、価格全体に軽減税率が適用されるとのことですが、運送業者に支払う運送料は10%の税率で課税されるので、2%分が食品販売事業者の負担となるのは不公平ではないでしょうか。	消費税は、売上げに係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いて納税する仕組みです。仕入に係る税額が売上げに係る税額より大きければ還付されますので、不公平ということではないと考えます。 ただ、資金繰りという意味では、先に10%分を仕入れ先に支払いますので、一時的に負担となることもあろうかと思いますが、消費税はそういう制度であることをご理解ください。
売上・仕入の税率差	包装材料の仕入れが標準税率で、売る際には軽減税率ということになると、2%分損をすることになるのではないですか。	消費税は、売上げに係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いて納税する仕組みです。仕入に係る税額が売上げに係る税額より大きければ還付されますので、不公平ということではないと考えます。 ただ、資金繰りという意味では、先に10%分を仕入れ先に支払いますので、一時的に負担となることもあろうかと思いますが、消費税はそういう制度であることをご理解ください。
適用税率 (食品)	鶏の血液、羽根、油分などを飼料の原料として販売していますが、軽減税率の適用対象になりますか。	飼料の原料として販売する鶏の血液、羽根は通常は食料品とは考えられませんので、標準税率が適用されると思われます。 鶏の油分も同様と考えられますが、豚の油分(ラード)のように食料品として販売する場合には軽減税率が適用されることもありますので、販売の都度、適切に判断することが必要です。



適用税率 (食品)	林檎のシロップ漬けを製造する際に出る搾りかすを飼料の材料として販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。	林檎の搾りかすは、通常は人の食用に供するものではないと思われ、軽減税率の適用対象とならないと考えられますが、食料品として販売する場合には、軽減税率の適用対象となります。
適用税率 (食品)	梅酒に漬けた梅の販売は、軽減税率の適用対象ですか。	梅自体は酒税法に規定する酒類ではないため、食品として販売する場合には軽減税率の適用対象となります。
適用税率 (食品)	食品に該当するサプリメントの原料として海草の粉末を購入していますが、この粉末は軽減税率の対象となりますか。	ご質問の粉末を販売者が飲食料品として販売したものであれば、軽減税率の対象となります。
適用税率 (食品)	新潟名物の「笹団子」を製造しているが、食べることができない「笹」の適用税率を教えてください。	「笹」自体については、団子を包装する為に用いられるものであり、人の食用に供するものではありませんので、「飲食料品」に該当せず、その販売（仕入れ）は軽減税率の適用対象となりません。なお、「笹団子」として販売する際に付帯する「笹」については、通常必要と認められる容器包装に該当すると考えられることから、「笹団子」の販売は軽減税率の対象となります。
適用税率 (食品)	清酒を製造しているが、副産物（米ぬかなど）を販売する場合の考え方をご教示ください。	人の飲用又は食用に供される「米ぬか」などは食品に該当し、その販売は軽減税率の対象となりますが、人の飲用又は食用に供されるものではない「飼料用」として販売される「米ぬか」などは軽減税率の適用対象とはなりません。
適用税率 (食品)	ペットフードを作る事業者に、食料品を販売していますが、この場合の当社の販売には軽減税率が適用されますか。	食料品の購入者がペットフードの材料として使用するとしても、販売者が食料品として販売しているのであれば、軽減税率が適用されます。
適用税率 (食品)	食品の原料となる魚のすり身の販売について、適用税率はどうなりますか。	「飲食料品の譲渡」に該当すると考えられ、軽減税率の適用対象となると考えられます。

適用税率 (食品)	桐箱に入れて販売することが常の食品(高級ようかん)について、適用税率はどうなりますか	桐箱に商品の名称などを直接印刷等してその食品を販売するためにのみ使用していることが明らかなきは、その食品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当し、その桐箱も含め「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となると考えられます。
適用税率 (食品)	生きた家畜(豚)の販売について、適用税率はどうなりますか。	生きた家畜は、販売時点では「食品」には該当せず、標準税率が適用されると考えられます。
適用税率 (食品)	酢飯をデパートの複数の店舗に納入していますが、納入先は弁当店のほか、飲食店もあります。飲食店への酢飯の販売は軽減税率の適用対象となりますか。	酢飯を納入先に配達しているだけであれば、納入先が弁当店の場合も飲食店の場合も、軽減税率が適用されます。
適用税率 (鶏卵)	鶏の受精卵を仕入れて孵化させて、鶏肉として販売していますが、受精卵の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。	鶏の受精卵は、食料品として販売されることも、食料品ではないものとして販売されることも考えられますので、仕入れ先の事業者が軽減税率の適用対象としているかどうかを確認していただくことが必要と思われます。
適用税率 (添加物 関係)	清酒の製造に必要な麴や酵母は軽減税率の対象となりますか。	食品表示法上の「食品」に該当するか、食品衛生法上の「添加物」として譲渡するものであれば、軽減税率の対象となります。 仕入れ先の事業者がどのような扱いをされているか確認して下さい。
適用税率 (貸付料)	ウォーターサーバーのレンタルを行っていますが、水入りタンクの販売は軽減税率の適用対象だと思いますが、サーバーのレンタル料は軽減税率が適用されますか。	サーバーのレンタル料には、標準税率が適用されます。
適用税率 (委託費)	下請業者に対して、材料(団子と笹)を支給した上で、笹団子の加工を委託しているが、その委託料に対する適用税率を教えてください。	加工委託については、「飲食料品の譲渡」ではなく、役務の提供に該当するものですから、委託料は軽減税率の適用対象となりません。

適用税率 (加工費)	OEMで飲料の製造を受託しており、全ての原料を支給され、加工賃を受け取っています。この加工賃は軽減税率の適用対象となりますか。 ※OEM=Original Equipment Manufacturing (直訳すると「自社の製品を製造する会社」となり、日本語では「相手先ブランド製造」)	製造受託により受け取る加工賃は、飲食料品の譲渡の対価ではなく、加工役務の対価ですので、軽減税率の適用対象とはなりません。
適用税率 (外注費)	ラーメンのスープ(粒状)を製造していますが、原料と包装材料を下請会社は無償で提供し、パッケージ化したものを引き取る場合において、当該下請け会社に支払う外注費の適用税率はどうなりますか。	この外注費は、あくまでも役務の提供の対価を支払っているに過ぎないため、標準税率の対象となると解されます。
適用税率 (配送料)	① 食品を販売し、配送料を別途いただく場合は、その配送料には何%の税率が適用されますか。② 配送料込みの価格で食品を販売する場合は、何%の税率が適用されますか。	① 食品の価格とは別に配送料をいただく場合の配送料は、10%の標準税率が適用されます。② 配送料込みの価格で食品を販売する場合は、全体が食品の販売価格として8%の軽減税率が適用されます。
適用税率 (配送料)	送料について、商品(食品)価格に送料も含まれていれば全体で軽減税率の適用対象だと思いますが、以下の場合はどうなるでしょうか。 「基本は送料込1,000円。 ただし、沖縄・北海道向けの発送の場合は、送料込1,500円」	基本的に送料込みである場合には、全体が軽減税率の適用対象になると解されます。
適用税率 (配送料)	餃子の卸売を行っていますが、小売も一部行っています。 送料無料の場合と別途送料を請求する場合があります。この場合の取り扱いはどうなりますか。	送料込みや送料無料の場合は、全て軽減対象の適用対象となります。 別途送料を請求している場合の送料については、軽減税率の適用対象とはなりません。

<p>適用税率 (外食)</p>	<p>夏祭りなどで屋台を出店する場合、祭りの主催者が臨時に椅子やテーブルを用意して、そこで屋台で買った飲食物を飲食できるような場合は、外食に当たり標準税率が適用されるのですか。</p>	<p>(Q&amp;A 個別事例編の間 44 にあるように) 「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。</p> <p>ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。</p> <p>ご質問のような夏祭りでの椅子やテーブルが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。</p>
<p>適用税率 (外食)</p>	<p>イトインスペースのある工場において、食品を食べる者がいますが、その場合の適用税率はどうなりますか。</p>	<p>食品の販売の際に、顧客に意思確認した上でイトインスペースで食べるということなら標準税率が適用されます。</p> <p>なお、意思確認についてはコンビニ同様、例えば、「イトインコーナーを利用する場合はお申し出ください」といった掲示を行う方式(個別 QA45)も認められますので、適宜ご活用いただければと思います。</p>
<p>適用税率 (外食)</p>	<p>法事等の「仕出し弁当」(持ち帰り可)の販売について、適用税率はどうなりますか。</p>	<p>顧客の指定した場所(法事会場)まで単に食品(弁当)を届けるだけであれば、軽減税率の適用対象となると考えられます。他方、届けた場所で配膳等のサービスを提供することとなれば、「役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)となり、軽減税率の適用対象とならない(標準税率の適用)と考えられます。</p>

<p>外食・レジ</p>	<p>コンビニなど飲食設備があるような店舗では、同じ食料品を販売する場合でも、顧客にイートインかテイクアウトかという意味確認をして、適用税率を判定するとのことですが、一つの商品に複数の税率が適用され、複数の価格があることとなります。こうした状況に対応しているレジは、現在もあるのですか。</p>	<p>消費税の複数の税率に対応できるレジは、現在でも存在します。現在お使いのレジが複数税率に対応していないということであれば、補助金も活用していただき、複数税率に対応できるものに変更することが必要になります。</p>
<p>ケータリング</p>	<p>当社は、お菓子のケータリングを行っています。 ケータリングと銘打っていますが、単なるお菓子の納品のケースもあれば、会場で容器にセッティング等行うケースもあります。 これらは、全てケータリングとして請求していますが、区分した記載にした方がよいですか。</p>	<p>単なるお菓子の納品であれば、軽減税率の適用対象としての食品の譲渡に該当しますが、会場で容器にセッティング等を行う場合は、ケータリングに該当し、標準税率が適用されます。 区分記載請求書においては、適用税率ごとに区分する必要がありますので、それを踏まえてご検討ください。</p>
<p>ケータリング</p>	<p>当社は、産業給食として、他の会社の社員向けに他の会社の中（食堂等）で弁当を販売しています。 弁当を購入した社員は、その場で食べたり、自分のデスクに戻って食べたり、自由にしています。会社内で調理や配膳等はしないので、ケータリングには当たらないということでしょうか。</p>	<p>弁当を他の会社において販売しているだけで、会社の中での調理や配膳等がないのであれば、ケータリングには該当せず、その弁当の販売は軽減税率の適用対象になると思われます。 ただし、食堂で販売する場合に、食堂の飲食設備の設置者との間の合意等に基づいて、食堂施設を利用させて飲食させるときは、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません。</p>

<p>一体資産</p>	<p>一体資産が軽減税率の対象となるか否かは、① 一体資産の税抜価額が1万円以下であること、② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上であること、に該当するか否かで判定されますが、次のような場合は、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上であるかどうかをどのように計算すればよいでしょうか。</p> <p>イ 食品と食品以外の両方の販売価格が、オープン価格あるいは自社のオリジナル製品で通常の販売価格が明らかでない場合</p> <p>ロ 食料品とおまけ（食料品以外）を箱に入れて、食料品の通常販売価格で販売する場合</p> <p>ハ 食料品を通常単品価格で販売し、おまけとして食料品以外のものを無料で差し上げる場合（予め箱などに入れることはしません。）</p>	<p>【イについて】</p> <p>一体として販売する商品の通常販売価格が明らかでないような場合には、それぞれの仕入原価（自社製のオリジナル商品については製造原価）などを用いて合理的な方法で計算する必要があります。</p> <p>【ロについて】</p> <p>食料品とおまけ（食料品以外）を箱に入れ、一の資産を形成していること及び価格についても（食料品の通常販売価格とはいえ、）「一体資産」としての価格のみが提示されていることから一体資産に該当すると考えられます。</p> <p>したがって、一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であり、かつ、一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であるときは、軽減税率が適用されます。</p> <p>その際、おまけをつけた食料品の価格と、つけていない価格に差がない場合には、おまけの対価はゼロとして計算することも差し支えありません。</p> <p>【ハについて】</p> <p>この場合には、「食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）」という「一体資産」の範囲に該当しないと考えられます。</p> <p>したがって、食料品は単品での販売として、その売上には軽減税率が適用されず。</p> <p>また、おまけを無料で差し上げることは無償譲渡ですので、消費税の課税関係は生じません。</p>
-------------	---	---

一体資産	店内表示価格が「10,500円（税抜）」の「一体資産」について、販売時に割引された結果、価格が「9,500円（税抜）」となった場合、「一体資産」でいう「1万円以下（税抜）のもの」と考えてよいですか。	値引き後、一体資産の譲渡の対価の額は「9,500円（税抜）」であり、「1万円以下（税抜）」に該当します。
一体資産	「価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているとき」の考え方について、「売価」と「原価」で計算した結果が異なる場合、どう考えればよいですか。	「2/3」の計算については、事業者が合理的に計算したものであれば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合、</li> <li>・原価のうち、合理的に計算した食品の原価に占める割合、</li> </ul> のいずれの計算方法によっても差支えありません。
一体資産	食品とサービス(配送サービス)をセットにした場合は、一体資産となりますか。	一体資産とは、食品と食品以外の資産が一体として販売されるものをいいますので、食品とサービスが組み合わせられるものは、一体資産には該当しません。ただし、配送サービスの対価（送料）を食品の対価に含めているときには、全体として軽減税率の対象となるものと考えられます。
一体資産	重箱入りのおせち料理を販売しており、販売価格は全体の価格のみを表示していますが、この商品は一体資産に該当しますか。	飲食の用に供された後において、重箱が再利用できるものであれば、重箱入りのおせち料理は一体資産に該当するものと考えられます。
容器・包装	当社はお酒や醤油をビンに詰めて販売しております。お酒用のビンと醤油用のビンの仕入に係る適用税率は10%と8%と異なるのでしょうか。	商品を販売する際に必要なビンや包装材料の仕入については、飲食料品に該当せず、（酒用か、醤油用かに関係なく）標準税率の10%が適用されます。
容器・包装	菓子の販売の際、現在は箱代込みの価格を付けて販売しているが、軽減税率制度の下では、箱代を別途表示して、10%の税率分をいただくこと	箱代を別途徴収する場合の箱代には10%の税率が適用され、一方、通常用いられる容器代込みで菓子を販売している場合には全体に8%の税率が適用されますが、「10%の税率が適用されるので、

	とすれば、箱代を別に徴収してもよいですか。	箱代を別途徴収してよい」ということではありません。 箱代を別途徴収するかどうかは、事業者のご判断で決めていただくべき事柄です。
容器・包装	大量のカレーを鍋などに入れて販売するとともに、取り分ける器を別途販売する場合、適用税率はどうなりますか。 また、器の仕入れは軽減税率の適用対象となりますか。	鍋に入れて販売するカレーは食料品ですので軽減税率の適用対象ですが、器は食料品ではなく、その販売には標準税率が適用されます。 また、器の仕入れについても、器は食料品ではないので標準税率が適用されま
容器・包装	「米ぬか」を蓋つきの容器に入れて漬物用の「ぬか床」として販売しています。 購入者は、野菜等をぬか床に入れるだけで漬物が作れます。このぬか床は、一体資産に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりますか。	「米ぬか」を入れている蓋つきの容器が、特別に高価なものでないなど、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。
容器・包装	飲食料品の包装は専用のものを使うことが多く、包装を含め全体が軽減税率の適用対象になると思います が、段ボールのように購入者が再利用しようとするれば可能なものに飲食料品を入れて販売する場合も、その全体が軽減税率の適用対象となりますか。	飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。通常、段ボールは、単に容器包装として使用されるものであり、飲食料品の費消後は不要となると考えられますので、段ボール入りの飲食料品全体が軽減税率の適用対象になると思われます。



容器・包装	仕入れた包装紙に軽減対象品目を詰めた商品を一定数ダンボールにまとめて販売していますが、請求上、包装材料費（ダンボール代）として別途請求している場合、ダンボール代の請求については、やはり10%の適用対象なのですか。	包装材料について別途対価を定めている場合は、その部分は標準税率の10%が適用されます。
容器・包装	包装材料（パンを詰めるビニール）の仕入れは、軽減税率の適用対象でいいのですか。	包装材料の仕入れは、標準税率の適用対象となります。
適用税率（新聞）	軽減税率が適用される新聞には、業界紙も含まれますか。	いわゆるスポーツ新聞や各業界新聞なども、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものに該当するものであれば、週2回以上発行され、定期購読契約に基づき譲渡する場合は軽減税率が適用されます。
補助金	軽減税率対策補助金以外に、システム導入やPC購入に活用できる制度はありますか。	経済産業省のIT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）は、生産性向上に資するパッケージソフトの導入を支援する制度です。 ただ、PC等のハードの購入が可能な制度であるか否かは公募要領で確認してください。
補助金	業界VANを活用して受発注取引をしている場合、軽減税率対策補助金の補助対象となりますか。	VANを経由した受発注取引（VANから自社基幹システムにデータを自動取込可能な場合）も軽減税率対策補助金の補助対象となります。
補助金	指定事業者の登録にはどのような手続きが必要ですか。	登録申請書と必要書類（登記簿、会社案内、製品カタログ等）を補助金事務局に提出してもらい、事務での審査を経て登録することになります。 申請受付から登録までは、概ね2週間程度です。
補助金	受注システムによる取引のほかに、電話やFAXにより注文を受けることも併用していますが、このシステム	電話による受注とシステムによる受注を併用していても、現にEDIにより取引を行っているのであれば、システム改修の補助金の対象となります。

	ムの改修は補助金の対象となりますか。	
補助金	メカレジをPOSレジに入れ替える場合等には補助金の対象になるのですが、POSレジに対応するよう、包装紙にバーコードを印刷する費用は、補助金の対象になりますか。	軽減税率に対応できるレジ自体の新規導入や改修の費用は補助金の対象とされていますが、包装紙にPOSに対応するためのバーコードを印刷する費用は、補助金の対象になりません。